

# おにぐるみの学校ってなに？

## おにぐるみの学校

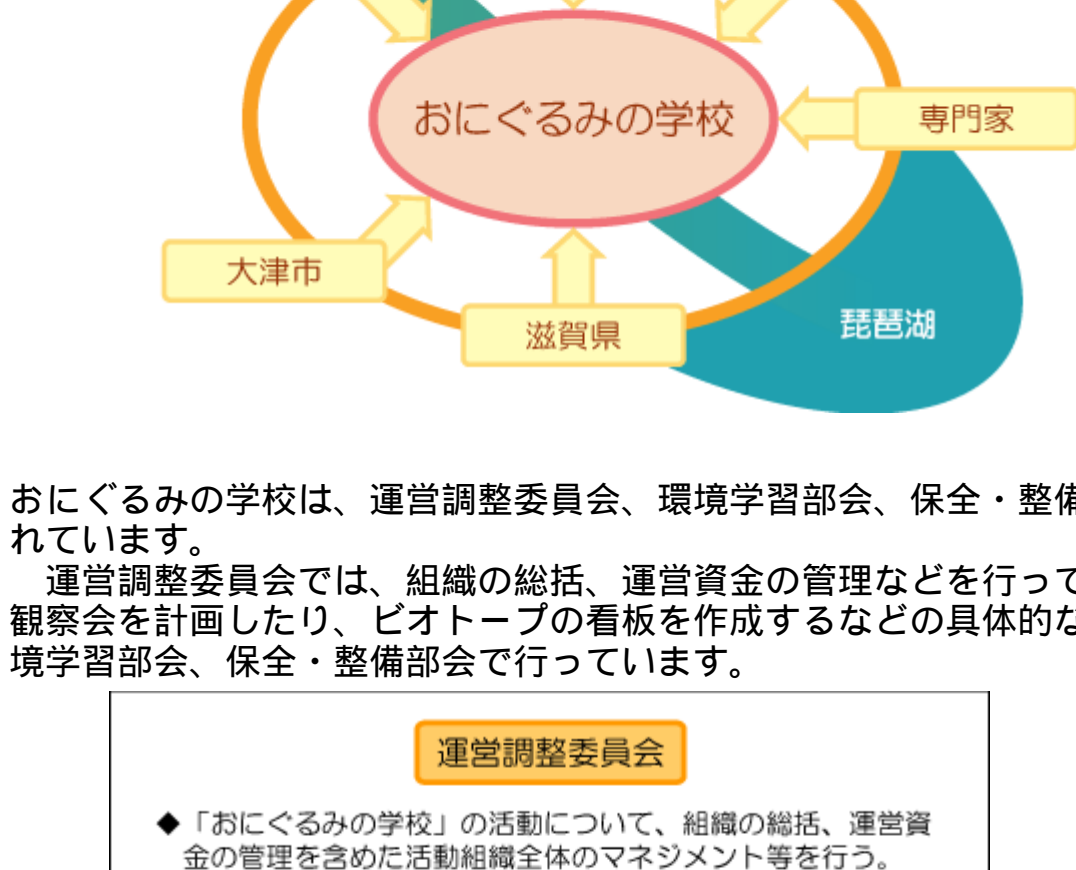


おにぐるみの学校へようこそ！  
おにぐるみの学校は、木の岡ビオトープという琵琶湖の湖岸に残された自然環境を保全し、環境学習などのフィールドとしての適正な利用を図るための実施組織です。

おにぐるみの学校は、下の図のように、地域住民・学校関係・専門家・行政関係者が集まって、木の岡ビオトープをよりよくしていくために、様々な活動を行っています。

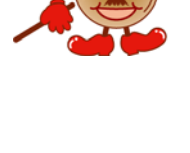
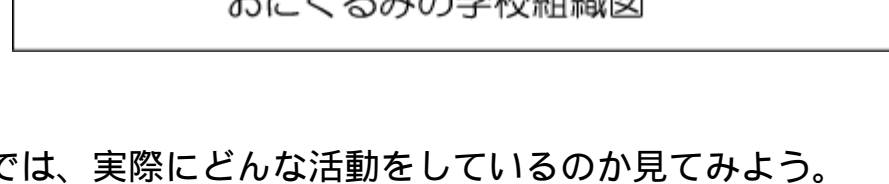


- 地域住民 （まちづくり推進協議会、自治連合会等）
- 企業関係者
- 学校関係者 （中学校教員）
- 専門家
- 大津市 （環境保全課、学校教育課、下阪本支所）
- 滋賀県 （河港課、大津土木事務所）



おにぐるみの学校は、運営調整委員会、環境学習部会、保全・整備部会に分かれています。

運営調整委員会では、組織の総括、運営資金の管理などを行っており、自然観察会を計画したり、ビオトープの看板を作成するなどの具体的な活動は、環境学習部会、保全・整備部会で行っています。



それでは、実際にどんな活動をしているのか見てみよう。

## おにぐるみの学校の取り組み

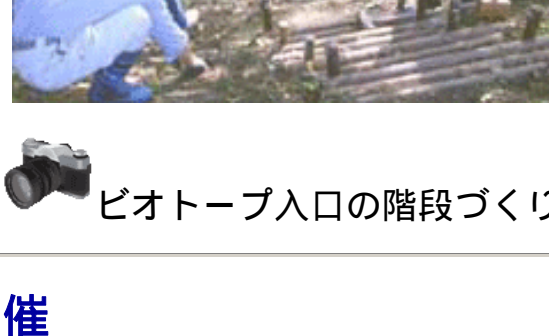
ここでは、おにぐるみの学校の取り組みを紹介します。

### このような活動を始めています

平成16年11月にはビオトープ入り口の階段づくりやビオトープ内のゴミ拾い等を行いました。これから、ビオトープ内散策路の整備や看板の作成などを地域の方々などと力をあわせて、様々な活動を行っていく予定です。



ビオトープ内の清掃



ビオトープ入口の階段づくり

## 委員会の開催

木の岡ビオトープの保全・利用方針や今後の整備内容を決めるため、地域住民・専門家・行政の関係者があつまり、委員会を開いています。

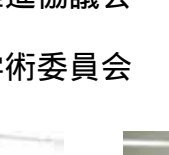


## 木の岡地区の活動におけるこれまでの経緯

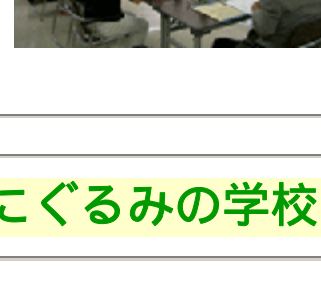


木の岡ビオトープについては、平成14年度から平成17年度におにぐるみの学校が設立されるまでに、様々な話し合いなどが行われています。ここでは、おにぐるみの学校設立までの経緯を見ていきましょう。

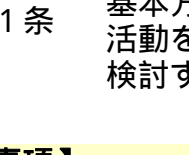
- 平成14年度 [平成14年度活動](#)  
専門家の先生による木の岡ビオトープの保全・利用についての検討
- 平成15年度 [平成15年度活動](#)  
地域住民・専門家・行政による木の岡ビオトープの保全・利用に関する基本的な考え方の整理
- 平成16年度 [平成16年度活動](#)  
**木の岡ビオトープの保全・利用基本方針**の策定  
観察会の実施
- 平成17年度 [平成17年度活動](#)  
「おにぐるみの学校」 設立



- 平成14年度
  - 現地調査
  - 第1回大津市木の岡地区ビオトープ保全整備学術委員会 H15. 1.16
  - 第1回大津市木の岡地区ビオトープ保全利用推進協議会 H15. 1.16
  - 第2回大津市木の岡地区ビオトープ保全整備学術委員会 H15. 3.27
- 平成15年度
  - 現地調査
  - 第3回大津市木の岡地区ビオトープ保全整備学術委員会 H15. 5.29
  - 第4回大津市木の岡地区ビオトープ保全整備学術委員会 H15. 7.29
  - 下阪本まちづくり推進協議会との懇談会 H16. 3.15
  - 第2回大津市木の岡地区ビオトープ保全利用推進協議会 H16. 3.25
  - 基本的な考え方の整理**
- 平成16年度
  - 木の岡地区ビオトープ現地見学会 H16. 5.15
  - 木の岡地区ビオトープ夏休み自然観察会 H16. 7.21
  - 木の岡地区ビオトープ現地視察・懇談会 H16. 8.17
  - 第3回大津市木の岡地区ビオトープ保全利用推進協議会 H16. 9.9
  - 大津市下阪本学区文化祭（パネル展示） H16. 11.6~7
  - 志賀・大津圏域淡海の川づくり検討委員会（「志賀・大津圏域河川整備計画（原案）」を検討） H16. 12.11
  - 冬の観察会 H17. 2.6
  - 第4回大津市木の岡地区ビオトープ保全利用推進協議会 H17. 2.6
  - 基本方針の策定**  
**環境学習・ビオトープ管理**  
**モニタリングのあり方を考える**
- 平成17年度
  - 夏自然観察会2005 H17. 8.28
  - 第1回木の岡ビオトープ保全・利用準備委員会 H17. 10.14
  - 秋自然観察会2005 H17. 11.27
  - 第2回木の岡ビオトープ保全・利用準備委員会 H18. 1.20
  - 冬自然観察会 H18. 2.25
  - おにぐるみの学校設立 H18. 3.15



## 「おにぐるみの学校」運営調整委員会 設置要綱



平成18年3月15日におにぐるみの学校運営調整委員会の設置要綱が施行されました。この要綱では、委員会の設置目的や、活動事項、組織など、おにぐるみの学校の中の運営調整委員会の詳細が定められています。

- 【設置および目的】
  - 第1条 本要綱は、大津市木の岡地区ビオトープ保全利用推進協議会の基本方針をもとに、木の岡ビオトープの保全・利用にかかわる活動を検討・推進し、また「おにぐるみの学校」の運営方針を検討することを目的とする。
- 【活動事項】
  - 第2条 本委員会は、木の岡ビオトープにおける活動を具体化するにあたり、「おにぐるみの学校」の運営方針を検討し、また木の岡ビオトープの保全・利用にかかわる活動の基盤作りを行うものとする。
- 【組織】
  - 第3条
    1. 本委員会は、別表にあげる委員をもって構成する。
    2. 委員会には、会長を置き、会長は委員の互選により定める。
    3. 委員会には、副会長を置き、副会長は委員の互選により定める。
    4. 会長は、委員会を主宰する。
    5. 会長が必要と認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させることができる。また、必要に応じて委員の追加ができる。
    6. 会長が必要と認めるときは、委員会内に専門部会を設けることができる。なお、専門部会においては、部会長を置くものとする。
    7. 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。
- 【委員会】
  - 第4条
    1. 委員会の召集は、会長が行う。
    2. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
    3. 本委員会は、原則として公開するものとする。
- 【事務局】
  - 第5条 事務局は、滋賀県土木交通部河港課および滋賀県大津土木事務所が行う。
- 【要綱の改正】
  - 第6条 本要綱の改正は委員会の議決による。
- 【その他】
  - 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。
- 【附則】
  - 本要綱は、平成18年3月15日より施行する。

## 拠点



おにぐるみの学校は木の岡ビオトープを中心として、湖西浄化センター、下阪本公民館や小学校、中学校などを拠点として活動を行っています。

